

入札説明書

本書は、平成24年10月3日付けで公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札は、次のように実施する。

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
「あいちトリエンナーレ2013」に係る普及教育チラシ印刷業務一式
- (2) 調達案件の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成24年10月31日(水)まで
- (4) 納入場所
別添仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格名簿(平成24年4月～平成26年3月)の「1物品の製造・販売」のうち営業種目「05 一般印刷」に登録され、愛知県内に本社(本店)を有するものであること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者(以下「入札希望者」という。)は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び申立書(様式2)を提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 提出期間
平成24年10月3日(水)から平成24年10月11日(木)までの午前9時から午後5時まで(但し、10月6日(土)、7日(日)及び8日(月・祝)を除く。)
- (3) 提出先
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 事業第二グループ
名古屋市東区東桜1丁目13-2(郵便番号461-8525)
電話(052)971-6127
- (4) 提出書類に関する注意事項
入札希望者は、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が提出書類について説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
提出書類の作成に要する費用は入札希望者の負担とする。

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局に提出した提出書類は、返却しないものとする。また、一度提出した提出書類の提出期間後における差替え及び追加提出は認めない。

郵送（ただし、書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期間内に提出場所に必着のこととする。

(5) 確認結果の通知方法

各入札希望者に対して、平成24年10月12日(金)正午までに入札参加資格の有無を通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。

説明を求めるときは、平成24年10月12日(金)午後5時までに、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局にその旨を記した書面を直接持参すること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3(3)に同じ

(2) 郵送等による入札書の提出期限

平成24年10月16日(火) 午前11時まで

上記の日時までに提出場所に必着のこととする。なお、郵送は書留郵便に限る。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年10月16日(火) 午後1時30分

愛知芸術文化センター7階 第3会議室

(4) 開札時の立会い

入札参加資格があると認められた者（以下、「入札参加者」という。）は、開札に立ち会うことができる。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

5 入札保証金

(1) 入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知財務規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4を準用し、これに定める入札保証金に代わる担保も含む。）を同項(5)に定める日時までに納めなければならない。

ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(2) 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証書を提出しなければならない。

(3) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に還付する。

(4) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

(5) 入札保証金の納付日時

平成24年10月15日(月) 午前9時から午前11時まで

(6) 入札保証金の納付場所

3 (3) に同じ

(7) 入札保証金の免除

入札希望者が入札保証金の納付の免除を受けようとする場合、入札保証保険証書又は納入実績等証明書(様式3)を平成24年10月12日(金)午後5時まで(必着)に持参又は郵送(ただし、書留郵便に限る。)によりあいちトリエンナーレ実行委員会事務局までに提出すること。確認結果については、提出した者に対して平成24年10月15日(月)に連絡する。

【参考 愛知県財務規則第152条の3】

(入札保証金の納付の免除)

第一百五十二条の三 契約担当者は、契約の締結に当たり一般競争入札の方法による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 入札に参加しようとする者が政令第百六十七条の五の規定により知事が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札金額

(1) 入札参加者は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(総価契約において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の提出

(1) 入札参加者は、様式4による入札書を提出して入札を行うこと。

(2) 入札書は封筒に入れ封緘し、入札参加者の住所及び氏名を表記すること。また、封筒表面中央部に入札件名及び開札日時を記載のうえ、入札書受領期限までに持参しなければならない。

8 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を以下に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、辞退する旨を明記した様式5による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(ただし、入札書受領期限までに到達するものに限る。)すること。

イ 入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

(2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受ける

ものではない。

9 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

10 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し二つ以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札書
- (8) 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が審査の結果採用されなかった者のした入札
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった者のした入札
- (10) 入札書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

12 落札者の決定

入札書に記載した総額が、財務規則第 154 条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内であって、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札回数は、3回を限度とする。

14 同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札に関係のない職員にくじを引かせることとする。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第 129 条の 3 の規定に準じる場合は、この限りではない。
- (2) 落札者は、還付を受けるべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保をその納付すべき契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充当することができる。
- (3) 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。
- (3) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

17 異議の申立

入札をした者は、入札後、この入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等について
の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則を熟知し、入札しなければならない。
- (3) 談合、贈賄等により生ずる障害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、
解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (4) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を
受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (5) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければ
ならない。